

壁紙の品質規格と安全性

当見本帳収録壁紙は、SV規格やJIS規格に適合し、且つ、シックハウス対策規制を受けない「F☆☆☆☆」ですので、安心してご使用頂けます。

SV規格とJIS規格について

SV規格 Standard Value (壁紙製品標準規格)

快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として
壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格(壁紙:JIS A 6921) Japanese Industrial Standards (日本工業規格)

日本の工業製品の品質安定を目的とした
工業標準化法に基づき制定された国家規格です。

項目NO.	試験項目		SV規格	JIS規格
			規格値	規格値
1	退色性(号)		4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦	縦	4以上
		色落ち度	横	4以上
		湿潤摩擦	縦	4以上
		色落ち度	横	4以上
3	隠ぺい性(級)		3以上	同左
4	施工性		浮き及びはがれがあってはならない	
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上
			横	5.0以上
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)		0.2以下	同左
7	重金属	砒素	(mg/kg)	3以下
		鉛	(mg/kg)	20以下
		カドミウム	(mg/kg)	3以下
		クロム	(mg/kg)	20以下
		水銀	(mg/kg)	2以下
8	塩化ビニルモノマー		(mg/kg)	0.1以下
9	残留VOC	TVOC	(μ g/g)	100以下
		TEX芳香族	(μ g/g)	10以下

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

- 上表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1～6は、両規格とも同じです。
SV規格は、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- JIS規格・SV規格の内容は、社会情勢の変化によって随時改定されます。
- SV規格の詳細につきましては壁紙工業会ホームページ(<http://www.svkikaku.gr.jp>)をご参照ください。

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種類区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める建築材料の性能区分	規制対象外 (第1～第3種よりも上位の性能を備えた建築材料)	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド放散速度 (チャンバー法数値)	5 μ g/m ² h以下 ← 少ない	5 μ g/m ² h超～20 μ g/m ² h以下	20 μ g/m ² h超～120 μ g/m ² h以下	120 μ g/m ² h超 → 多い
ホルムアルデヒド対策マーク(等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の種類	JIS認証 大臣認定	—	—	—
内装仕上の制限	使用制限なし	使用面積が制限される		使用禁止

防火認定制度と見本帳表示について

防火材料について

■防火材料の認定と防火壁装材料

防火材料とは、不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて国土交通大臣が定めた材料または認定した材料のことです。

- ・国土交通大臣が定めた材料とは、建築基準法令等に基づいて告示に具体的な名前をあげて防火性能があるとされた材料です。
- ・国土交通大臣が認定した材料とは、法令等に基づいて国土交通省の指定する性能評価機関で評価し、防火性能があると国土交通大臣から認められた材料です。

防火壁装材料とは、国土交通大臣の認定を受けた壁紙のことです。但し、壁紙・下地・施工方法の組合せによって得られた防火性能により認定を受けておりますので、同じ壁紙でも、下地や施工方法によって防火性能が異なる場合があります。また、防火壁装材料としての性能確認は、告示第1400号・1401号に示された防火材料との組合せで行なわれておりますので、下地基材は国土交通大臣が定めた防火材料で、且つ認定仕様に定められた内容・施工方法である必要があります。

■国土交通大臣が定めた防火材料

(1) 不燃材料(建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正)

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間燃焼せず、防火上有害な変型、溶融、き裂その他の損傷を生じないもので、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しないもの。

せつこうボード(厚さ12mm以上)、モルタル、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、しっくい、石、ロックウール板、グラスウール板

(2) 準不燃材料(建設省告示第1401号 平成12年5月30日)

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間燃焼せず、防火上有害な変型、溶融、き裂その他の損傷を生じないもので、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しないもの。

不燃材料、せつこうボード(厚さ9mm以上)、木毛セメント(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、バルブセメント板(厚さ6mm以上)

※不明な点は、建築主事にご確認ください。

防火性能一覧表

■下表は、当見本帳収録壁紙の防火種別と、施工する下地の種類および施工方法との組合せによって得られる防火性能を示したものです。

※防火種別とは、防火管理を目的として日本壁装協会が分類し設定した番号です。

防火種別	下地別の防火性能(施工方法:直張り)			
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板
1-4	不燃 NM-3991	不燃 NM-3991	準不燃 QM-0822	不燃 NM-4082

■壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例

- ・不燃材料…………… 告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維混入珪酸カルシウム板」「モルタル」
- ・不燃石膏ボード…………… 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
- ・準不燃材料…………… 告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」
- ・金属板…………… 告示第1400号の「金属板」(アルミニウム除く)

防火壁装材料の認定共同管理について

日本壁装協会において防火壁装材料の「認定共同管理」を開始しています。「認定共同管理」とは、これまでの製造会社や販売会社が取得した防火認定《企業個別認定》とは別に、日本壁装協会が新たに防火認定を取得し、壁紙業界が共同で防火上の品質管理を行なうもので、「類似認定の集約・合理化」「品質やコンプライアンスの更なる向上」を目的としています。

当見本帳収録のビニル壁紙は全てこの《共同認定》となっておりますが、それ以外の壁紙では、今後認定の集約・合理化に伴い、商品の防火認定番号及び防火種別が変更になる場合がありますので、日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認ください。

防火認定情報とシックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムでは、防火認定情報と共にシックハウス対策情報も確認でき、商品の登録確認書が取得できますので、是非ご活用ください。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等		対象となる規模等				制限		
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			壁・難燃以上(床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上) ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3
	2	病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(※1)、児童福祉施設等	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限り)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの		床面積の合計が200㎡以上のもの		
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部				壁・天井とも準不燃以上 ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3
	5	地下又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの	[学校等(※2)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。]				難燃以上 壁(床面上1.2m以下除く) 天井とも ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3
		階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの						
		階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの						
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの 住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの			壁・天井とも準不燃以上 ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3
			温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)					
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く				壁・天井とも準不燃以上 ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3

(除外規定) 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分	100㎡以内に防火区画	[スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる]			壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く
		200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない	200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)					
			500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)					
	10	地下街	100㎡以内に防火区画					
200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)								
500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)								

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

(平成5年6月25日施行)

- ※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の、準耐火建築物(令第115条2の2第1項第1号の技術基準に適合するもの。1時間耐火)は、耐火建築物とみなされる。
- ※2 学校、体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場。
- ※3 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの。

取り扱い上のご注意

商品選択上のご注意

- 建築物の内装仕上げは、建築基準法により防火上の基準が定められており、建築物の用途や規模・構造に応じて防火材料の使用が義務づけられています。壁紙の防火性能は、下地基材や施工方法との組合せによって決まりますので、事前に必ずご確認ください。
- 製造ロットの違いにより、見本やサンプル帳と実際の商品が若干異なる場合があります。
- 改良その他の事情により、予告なく仕様変更を行なうことがあります。また、生産中止などにより供給不能となる場合があります。

施工上のご注意

- ロット違いでは色差が生じる場合がありますので、同一ロット品を使用し、できれば一巻きの至近の箇所同士を張り合わせてください。
- 商品はタテ置きで保管してください。ヨコ積みや井桁積みは置き跡がつきやすく、光沢差やエンボスつぶれの原因となります。



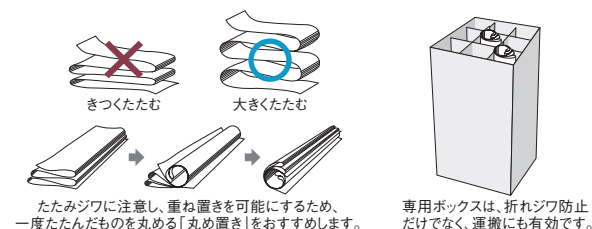
下地の調整

- 必ず下地と同色のパテをご使用ください。下地と異なる色のパテでは、施工後、下地の色が透けて見える場合があります。また、下地からの影響を防ぐために文字や汚れはきれいに落としてください。
- 施工後の不陸を防ぐため、下地は平滑に仕上げてください。また、ネジ・クギ類は施工後の変色を避けるため、突起を完全に沈め、サビ止めをしてください。
- ペンキ・コンクリート・モルタル・木質系下地の場合は、それぞれ専用のシーラーで必ず下地処理をしてください。特にベニヤなどの木質系下地に直接施工した場合、時間がたつとシミや変色の原因になります。シーラーは、接着不良や変色を防ぎ、リフォーム時に剥がしやすくします。

- コンクリートやモルタルなどの湿式下地、およびシーラー、パテを施した箇所は十分に乾燥（目安として水分率11%以下）してから施工を開始してください。乾燥が不十分な場合、壁紙の変色・剥がれ・カビが発生することがあります。
- オイルステイン、ニスなどを使用している下地や近接した場所への施工は避けてください。変色の原因になります。
- 張り替え時、下地にカビが発生している場合は、十分にカビを殺菌し、乾燥させてから施工してください。
- 張り替え時、下地面に残った裏打紙（残紙）は剥がしてから施工してください。残紙が浮いたままで施工すると目障りなどの原因になります。

施工糊と施工環境について

- 冬期など低温時には壁紙が硬くなり施工しにくくなる傾向があります。状況に合わせて接着剤の配合やうませ時間を調整したり、部屋を暖めるなどの配慮をお願いします。特に5℃以下の環境では糊の接着力が弱く、施工不良の原因になりますので、施工糊の注意事項を必ず守ってください。
- 壁紙の品種や室内環境に応じて、適切なオープンタイムを取ってください。施工を容易にするとともに、フクレの発生を防ぎます。また、壁紙をきつく折り畳んだり、湾曲部に荷重がかからないようにしてください。折れジワが発生し、元に戻らない場合があります。



張り付け

- 壁紙は必ず有効巾でご使用ください。重ねしろは有効巾に含まれません。有効巾を超えた使用は、左右色違い等の原因となります。
- 柄合わせを要する商品は、柄合わせマーク同士を目安に、柄を確認しながら施工してください。商品特性上、左右の柄合わせマーク位置の僅かなズレや柄合せマークがない場合もありますので、ご了承ください。「無地貼可」表示は、柄合わせの方が美しく仕上がりますが、柄合わせしなくても柄のスレが比較的目的立ちにくい商品を意味しています。
- ジョイント位置は、端部同士で施工してください。両端部と中央部では、色差が生じる場合があります。また、窓の上下など一部だけを横張りをすると、色違いが生じますので、必ず同じ方向で張ってください。
- 表面の凹凸が少ない商品はジョイント部が比較的目立ちやすい意匠特性があります。突き付け施工でジョイントが目立ちやすい場合は、重ね断ち施工をおすすめします。

- ジョイント部をカットする際は、目隙を防ぐため、必ずカッターの刃をまっすぐに入れてください。また、地べらを使った重ね切りは避け、定規をご使用ください。地べらを使うと切り口が斜めになり目隙の原因になります。石膏ボード下地の場合、カットの際は下敷きテープをご使用ください。カッターで石膏ボードの原紙まで切り込むと目隙の原因となります。また、ボードの継ぎ目付近ではジョイントしないでください。仕上がりに支障をきたすことがあります。
- 商品検査には十分配慮しておりますが、念のため三巾ほど施工した時点で問題のないことをご確認ください。明らかに製品に欠陥があると判断された場合には、ただちに作業を中断し当社までご連絡頂けますようお願い申し上げます。三巾以降相当量の作業を進行した場合、施工費賠償の請求、商品の返品等は原則としてお受けいたしかねますのでご了承ください。
- ボードやパネル下地の継ぎ目をまたいで壁紙を施工すると、入隅にフクレやよじれ・割れなどが発生する場合があります。これは、建物の構造上継ぎ目が振動の逃げ場になっているため、避けることは出来ません。できるだけ入隅で壁紙をジョイントすることをおすすめします。

養生

- 粘着性の強いマスキングテープの使用は避けてください。テープの粘着剤が壁紙に固着し、変色や汚れの原因になります。また、テープを剥がす時に壁紙表面が破損する恐れがあります。

- 壁紙の表面や廻り縁などに糊、汚れがつかないように注意して施工してください。拭き取る際は、きれいな水に頻繁に替えながら濡れスポンジでいねいに拭き取り、更にきれいなタオルで拭き取ってください。特に濃色の壁紙の場合は、やさしく丁寧に拭き取った後、乾拭きせずに自然乾燥させてください。乾拭きで強くこすると傷や白化が起き易くなります。また、糊が付着したまま放置すると、カビや変色の原因になります。

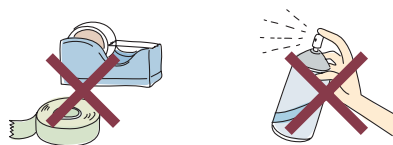
使用上のご注意

壁紙は色や柄などの意匠性を重視した化粧仕上げ材ですから、コンクリートなど他の建材と異なり、10～20年といった長期間に渡る維持は期待できません。したがって、ある程度の期間はメンテナンスを行ない、次いで張り替えるという使い方が、壁紙の価値を活かす最適な方法です。

壁紙は室内のホコリや油汚れ・手垢などにより自然と徐々に汚れていきます。仕上がりの美しさを維持していただくためにも、使用上の注意とメンテナンスにご配慮ください。壁紙の耐用年数は、使い方次第で大きく異なってくるものです。

一般的注意事項

- 施工時の臭いが残っている場合がありますので、入居後一週間程度は十分に換気を行なってください。
- 直射日光が当たると、紫外線により色褪せがしやすくなります。部屋を使用していないときは、カーテンやブラインドを活用し、直射日光を避けるよう心がけてください。
- ストープなど暖房器具の熱風が直接壁紙に当たらないようにしてください。また、キッチンのレンジやダウンライトのすぐ近くなど、高温になる場所への使用は避けてください。熱により壁紙が変形、変色することがあります。
- 粘着テープ（セロハンテープやガムテープなど）を壁紙に貼らないでください。テープの粘着剤が壁紙に移行し、変色や汚れの原因となります。また、粘着テープを剥がす時に壁紙を破損することがあります。
- スプレー式の薬品、殺虫剤、化粧品を壁紙に吹き付けしないでください。壁紙が変色することがあります。
- 家具の塗料に含まれる色素やベニヤの色素により、壁紙が変色することがあります。家具と壁紙の間は空間の余裕をとってください。空間を設けることは、変色だけでなく結露やカビの予防にもなります。
- 室内空気の汚れ（ホコリ、タバコ、キッチンからの油煙など）は、壁紙を短時間で黄変させてしまいます。特に壁紙のジョイント部は、壁裏面との通気口となりやすく、壁紙表面と比較し空気の流れが集中するため汚れが目立つ場合があります。できるだけ室内の換気を心がけてください。

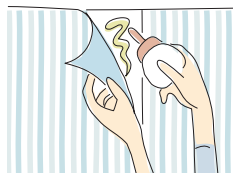


ホコリや汚れ

- ホコリは、時々ハタキをかけたり電気掃除機などで吸い取ってください。ホコリや汚れを放置しておきますと、湿気や油分を吸って取りにくくなりますので、長時間放置しないようにしてください。汚れには多種多様なものがあり、種類や放置時間によって除去できない場合があります。
- ビニル製の壁紙は、一般的に吸湿性や通気性がほとんどないので、シミやホコリには強く、手垢や油汚れには比較的弱いというのが特徴です。数ある壁紙の素材の中でもメンテナンス性に優れた部類にあり、軽い汚れなら水拭きや洗剤で落とすことができます。但し、汚れ防止壁紙と異なり、頑固な汚れは落とせません。
- 飲食物や調味料などの水汚れは、直ちにたかく絞ったスポンジやタオルで汚れを吸い取るように拭き取ってください。最初から強くこすると、汚れが染み込んだり広がる場合がありますので注意しましょう。落ちにくい場合には中性洗剤をご使用ください。出来るだけ早急に対処することが汚れを落とすコツです。拭き掃除が終わりましたら、必ず真水かぬるま湯で洗剤が残らないようきれいに拭き取ってください。洗剤の拭き残しは変色の原因になります。
- 強い洗剤やシンナーなどの有機溶剤は、変色や表面破損の原因になりますので使用しないでください。張り合わせ部分に水が入ると剥がれの原因になりますのでご注意ください。壁紙を拭く場合はあまり強くこすらないでください。壁紙表面が破損することがあります。

部分的な剥がれのメンテナンス

- 時間の経過と共に部分的な剥がれが生じる場合があります。きれいに補修するコツはできるだけ早く対処することです。剥がれてから時間が経ったものや、劣化して固くなったものは補修が困難になります。
- 剥がれが広がる前に下地の汚れを取り去り、木工用水性接着剤など強めの接着剤を壁紙裏面に塗り付け、十分圧着してください。
- 特に部屋のコーナー部、サッシや水のかかりやすい洗面台の周囲、通気の悪い箇所などは注意しておきましょう。このような場所には、あらかじめコーキングで枠回りをコーキングしておけば、ある程度剥がれを防ぐことができます。



カビ

- カビは見た目の悪さの問題だけでなく、アレルギーや喘息など、病気の原因になることがありますので注意が必要です。カビの発生や繁殖を抑制する「防カビ」壁紙もありますが、壁紙単体でカビの発生を防ぐことは不可能です。カビは住宅の構造や生活環境に大きく影響を受けます。常に換気を心がけ、通風を良くし、湿度の上昇をおさえてください。
- カビが大量に発生してしまった場合は、ハウスクリーニング会社などにご相談ください。



結露

- 結露や過度の湿気は、シミ・剥がれ・カビの原因となりますので、室内の換気や湿度調整を心がけてください。
- 常に換気を心がけ、発生した水蒸気を外へ排出してください。特に浴室や料理時の水蒸気などは換気扇を利用して排出してください。除湿機、吸湿剤などを活用し、余分な水蒸気を除去することも有効です。
- 家具裏などの隙間に余裕を取り、家全体の空気の流れをよくする工夫をしてください。
- 室内と外気の温度差が激しい冬は結露しやすい時期です。加湿器を使用した後は特に結露しやすくなります。換気や除湿に十分に注意しましょう。外に面した室内の壁が異常に結露する場合は、断熱材の不足や不備、建物自体の構造の問題が考えられますので、早めに対処しましょう。